MEIKO

第45期

定時株主総会招集ご通知

日 時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時20分）

場 所

神奈川県海老名市中央二丁目９番50号
レンブラントホテル海老名
３階　ラ・ローズ

決議事項

第１号議案　取締役８名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

株主の皆様へ
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による議決権行使を賜り、
本年についてはご来場を自粛いただきますよう、何卒お願い申し上げます。
なお、本年は、懇談会を中止とさせていただきます。
皆様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

株式会社 メイコー
証券コード：6787

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

第45期定時株主総会を６月24日（水）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

また、株主総会の議案とメイコーグループの第45期の概況について記載しておりますので、ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

代表取締役社長　名屋　佑一郎

目次

第45期定時株主総会招集ご通知 …… 2

株主総会参考書類 …… 3

（添付書類）

事業報告 …… 11

連結計算書類 …… 22

計算書類 …… 25

監査報告書 …… 28

証券コード　6787
2020年６月９日

株　主　各　位

神奈川県綾瀬市大上五丁目14番15号
株式会社　メイコー
代表取締役社長　名　屋　佑一郎

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
**　なお、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛・否をご表示いただき、2020年６月23日（火曜日）午後５時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1.　日　　時　2020年６月24日（水曜日）午前10時

2.　場　　所　神奈川県海老名市中央二丁目９番50号
レンブラントホテル海老名　３階　ラ・ローズ

3.　目的事項

報告事項　第45期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
1. 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 計算書類の内容報告の件

決議事項　**第１号議案**　取締役８名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2．当社は、以下の事項を法令及び定款第15条の規定に基づき、下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、②連結計算書類のうち「連結注記表」、③計算書類のうち「個別注記表」
なお、上記①から③は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、上記②及び③は、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3．株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.meiko-elec.com/ir/stock/meeting.html）に掲載いたします。

議案及び参考事項

第１号議案　取締役８名選任の件

取締役８名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いしたいと存じます。なお、業務執行の監督機能強化のため、候補者のうち社外取締役を１名増員し、３名としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位
1	名屋（なや） 佑一郎（ゆういちろう）	再任	代表取締役社長執行役員
2	篠﨑（しのざき） 政邦（まさくに）	再任	取締役専務執行役員
3	松田（まつだ） 孝広（たかひろ）	再任	取締役常務執行役員
4	和田（わだ） 純也（じゅんや）	再任	取締役常務執行役員
5	申（シン） 允浩（ユンホ）	再任	取締役
6	土屋（つちや） 奈生（なお）	再任 社外 独立	社外取締役
7	西山（にしやま） 洋介（ようすけ）	再任 社外 独立	社外取締役
8	原田（はらだ） 隆（たかし）	新任 社外 独立	社外監査役

1 名屋　佑一郎（なや　ゆういちろう）　(1943年12月９日生)　再任

略歴、地位及び担当

1975年 11月	当社設立　代表取締役社長
1982年　3月	マルチテック株式会社（現株式会社メイコーテック）代表取締役社長
1997年　3月	株式会社山形メイコー代表取締役社長
1998年 12月	名幸電子（広州南沙）有限公司董事長
2005年　7月	名幸電子（武漢）有限公司董事長
2006年　6月	当社代表取締役社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

名幸電子香港有限公司董事
Meiko Electronics Vietnam Co.,Ltd. Chairman of the Board
Meiko Electronics Thang Long Co.,Ltd. Chairman of the Board

所有する当社株式の数
4,703,448株
取締役会への出席状況
15回／16回（93.8%）

2 篠﨑　政邦（しのざき　まさくに）　(1952年10月19日生)　再任

略歴、地位及び担当

1989年 10月	当社入社
2007年　4月	当社執行役員
	名幸電子（広州南沙）有限公司　営業統括本部長、亜洲営業部長
2009年　4月	当社常務執行役員
	名幸電子（広州南沙）有限公司　副総経理、営業統括本部長
2011年　5月	当社専務執行役員
2011年　6月	当社取締役専務執行役員（現任）
2014年　2月	当社営業統括本部長（現任）

所有する当社株式の数
21,291株
取締役会への出席状況
16回／16回（100%）

3 松田（まつだ） 孝広（たかひろ） （1958年５月29日生） 再任

所有する当社株式の数
11,710株
取締役会への出席状況
16回／16回（100%）

略歴、地位及び担当

1983年 4月	当社入社
2010年 4月	当社執行役員
	名幸電子（武漢）有限公司工場長
2012年 6月	名幸電子（武漢）有限公司董事総経理
2016年 4月	当社上席執行役員
2016年 8月	当社品質保証本部長
2017年 4月	当社常務執行役員
	当社総務本部長
	株式会社山形メイコー代表取締役社長
2017年 6月	当社取締役常務執行役員（現任）
2018年 11月	当社技術本部長（現任）

4 和田（わだ） 純也（じゅんや） （1961年３月６日生） 再任

所有する当社株式の数
1,720株
取締役会への出席状況
16回／16回（100%）

略歴、地位及び担当

1984年 4月	日本ビクター株式会社入社
2008年 4月	当社入社
2010年 6月	名幸電子（広州南沙）有限公司工場長
2012年 6月	当社執行役員
	Meiko Electronics Vietnam Co.,Ltd. General Director、工場長
2014年 2月	当社品質保証本部長
2016年 4月	当社上席執行役員
2016年 8月	名幸電子（広州南沙）有限公司董事総経理
2017年 4月	当社常務執行役員
	名幸電子（広州南沙）有限公司董事長（現任）
	名幸電子（武漢）有限公司董事長（現任）
2017年 6月	当社取締役常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

名幸電子（広州南沙）有限公司董事長
名幸電子（武漢）有限公司董事長

5 シン ユン ホ 申 允浩 (1952年８月28日生) 再任

所有する当社株式の数
ー株
取締役会への出席状況
13回／16回（81.3%）

略歴、地位及び担当

1989年 ８月	三星重工業株式会社入社
1995年 ５月	三星JAPANに転籍
2000年 12月	三星電機株式会社に転籍　基板事業部営業チーム長
2006年 ５月	株式会社Dapara Tech設立　代表理事（現任）
2014年 ６月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社Dapara Tech代表理事

6 つちや なお 土屋 奈生 (1973年10月23日生) 再任 社外 独立

所有する当社株式の数
ー株
取締役会への出席状況
16回／16回（100%）

略歴、地位及び担当

2003年 10月	第一東京弁護士会登録
2003年 10月	隼国際法律事務所（現隼あすか法律事務所）入所
2012年 １月	隼あすか法律事務所パートナー
2012年 ６月	株式会社シーボン社外監査役
2014年 11月	PwC弁護士法人パートナー
2016年 ５月	株式会社ラック入社
2016年 11月	同社執行役員法務部長
2018年 ４月	同社執行役員法務部長兼知財室長
2018年 ６月	当社社外取締役（現任）
2020年 ４月	株式会社ラック法務部長兼知財室長（現任）

重要な兼職の状況

2020年６月19日開催の株式会社ラックの第13回定時株主総会で同社非常勤取締役に就任予定であります。

社外取締役候補者とした理由

土屋奈生氏は、他社の執行役員として経営に携ってこられた経験、弁護士としての豊富な経験及び企業法務に関する高度な専門知識に基づき、客観的かつ専門的な視点から適切な助言、監督を行っており、今後もその知見を当社の経営に反映いただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

7 西山（にしやま） 洋介（ようすけ） (1954年8月3日生)

再任 社外 独立

所有する当社株式の数
ー株

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

略歴、地位及び担当

1977年 4月	サノヤスドック株式会社入社
1979年 4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2001年 4月	同社滋賀県野洲工場長
2003年 8月	京セラSLCテクノロジー株式会社に転籍　取締役SLC事業部長
2004年 10月	同社常務取締役生産本部長
2008年 6月	同社専務取締役
2013年 10月	旧京セラサーキットソリューションズ株式会社（2014年10月京セラSLCテクノロジー株式会社と統合）（※）に転籍 代表取締役社長
2014年 10月	京セラサーキットソリューションズ株式会社（2016年4月京セラ株式会社に吸収合併）取締役技術開発本部長
2016年 4月	京セラ株式会社　有機材料部品事業本部　技術開発部　副事業部長
2016年 11月	株式会社ソシオネクスト非常勤顧問（現任） ツジコー株式会社非常勤取締役（現任） 日本アドバンストアグリ株式会社非常勤取締役（現任）
2019年 6月	当社社外取締役（現任）

※略歴中の「旧京セラサーキットソリューションズ株式会社」とは、京セラSLCテクノロジー株式会社との統合前の京セラサーキットソリューションズ株式会社を指しております。

社外取締役候補者とした理由

西山洋介氏は、他社において業務執行取締役及び代表取締役社長として経営に携わってこられた経験並びに電子回路基板業界における豊富な経験と知識に基づき、当社の経営への適切な助言、監督を行っており、今後もその知見を当社の経営に反映いただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

8 原田（はらだ） 隆（たかし） (1956年２月13日生)

新任 社外 独立

所有する当社株式の数
ー株
取締役会への出席状況
16回／16回（100%）

略歴、地位及び担当

1979年 ４月	ソニー株式会社入社
1998年 ４月	ソニーフランス株式会社アルザス事業所取締役
2002年 ７月	ソニー株式会社本社総務センター統括部長
2010年 ６月	ソニーエナジー・デバイス株式会社常勤監査役
2013年 ４月	ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社 監査役（兼任）
2013年 10月	ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社 常勤監査役（兼任）
2016年 ６月	当社社外監査役（現任）
2016年 12月	カンタツ株式会社社外監査役
2017年 ５月	アソビュー株式会社社外監査役
2019年 ６月	カンタツ株式会社常勤社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

カンタツ株式会社常勤社外監査役

社外取締役候補者とした理由

原田隆氏は、他社において監査役として経営に関与された経験を有するとともに、当社の社外監査役としての経験に基づく当社の事業への深い理解を有し、その知見を当社の経営への適切な助言と監督に反映していただくため、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は現在当社の社外監査役でありますが、本総会終結の時をもって、社外監査役在任期間は４年となり、監査役の任期満了となります。

（注）１．取締役候補者申允浩氏が代表理事である株式会社Dapara Techと当社との間に商取引があります。その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．所有する当社株式の数は、2020年３月31日現在のものであり、役員持株会の所有株式も含むものであります。

３．土屋奈生氏、西山洋介氏及び原田隆氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、土屋奈生氏及び西山洋介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、原田隆氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

４．責任限定契約の内容の概要

当社は、申允浩氏、土屋奈生氏及び西山洋介氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された際には、当該契約を継続する予定であります。その内容の概要は、同法第423条第１項の責任につき、500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。また、当社は、原田隆氏との間で社外監査役として上記と同様の責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、社外取締役として新たに上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

５．取締役会への出席状況は、書面決議を除いております。なお、原田隆氏の取締役会への出席状況は、社外監査役として出席した取締役会を対象としております。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役原田隆氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

宮内（みやうち）　弘（ひろし）　（1956年７月17日生）　新任　社外　独立

所有する当社株式の数

－株

取締役会への出席状況

－回／－回（－％）

略歴及び地位

1980年	4月	株式会社東芝入社
2002年	1月	同社半導体事業本部　半導体知的財産部　部長
2007年	4月	同社知的財産部知的財産部長
2008年	7月	同社理事知的財産部長
2013年	4月	同社研究開発統括部首席主監
2016年	8月	東芝マテリアル株式会社非常勤嘱託（現任）
2016年	8月	株式会社東芝ストレージ＆デバイスソリューション社（※）非常勤嘱託
2017年	4月	現キオクシア株式会社（※）非常勤嘱託（現任）
2017年	7月	東芝デバイス＆ストレージ株式会社（※）非常勤嘱託（現任）

※略歴中の「株式会社東芝ストレージ＆デバイスソリューション社」は、東芝メモリ株式会社及び東芝デバイス＆ストレージ株式会社に会社分割をしております。なお、東芝メモリ株式会社は、現在、社名をキオクシア株式会社に変更しております。

社外監査役候補者とした理由

宮内弘氏は、他社において培った電子部品業界における豊富な経験及び知的財産権に対する幅広い知識を有し、その知見を当社の監査に反映いただくため、当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）１．宮内弘氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．同氏は社外監査役候補者であります。なお、同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

３．責任限定契約の内容の概要

宮内弘氏の選任が承認された際には、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、当社と同氏との間で同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、同法第423条第１項の責任につき、500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。

（ご参考）選任後の監査役会の構成

氏　名			当社における地位
露木（つゆき）　豊彦（とよひこ）	非改選		監査役（常勤）
佐藤（さとう）　孝幸（たかゆき）	非改選	社外　独立	社外監査役
宮内（みやうち）　弘（ひろし）	新任	社外　独立	社外監査役

第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役平山隆英氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当社は経営改革の一環として、2003年６月23日の取締役会決議により、役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労引当金の新規積立を停止しておりますので、本議案に基づいて贈呈する退職慰労金は、取締役就任時から2003年６月27日の株主総会までの在任期間に対するものであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
ひら やま　たか ひで 平 山　隆 英	2000年６月　当社取締役 2005年７月　当社取締役常務執行役員 2006年１月　当社取締役専務執行役員 2020年４月　当社取締役（現任）

以上

（添付書類）

事業報告 （2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における電子部品業界は、在庫調整などの影響から底入れしたとみられましたが、第４四半期に新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、各国において感染拡大阻止のため都市封鎖などの施策が行われたことによる景気後退に対する懸念が強まりました。

このような状況の中、当社グループでは、中国当局の感染予防措置を受け、広州工場は2020年１月30日から同年２月９日まで、武漢工場は同年１月30日から同年３月22日まで操業を停止いたしました。この間、ベトナムや国内の各工場、再稼働後の広州工場で武漢工場受注分の代替生産を進めるとともに、サプライチェーンの観点から他の基板メーカーでの生産を打診するなどの施策を推進しました。結果として、第４四半期において売上の減少や操業停止期間中の工場固定費の負担などにより業績への影響が生じました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、115,479百万円（前期比2.9％減）と前期と比べ3,431百万円の減収となりました。損益面では、営業利益が5,189百万円（前期比41.9％減）、経常利益が4,789百万円（前期比44.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益が2,586百万円（前期比61.6％減）となりました。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、11,836百万円でありました。その主なものは、ベトナム工場及び中国広州工場において、生産設備の増強、品質向上等に係る設備投資であります。

（３）資金調達の状況

当社グループは資金の機動的かつ安定的な調達のため、主に借入により資金調達を行っております。その主なものは、2019年３月に取引銀行６行との間で締結したコミット型シンジケートローン契約であります。当連結会計年度における当該契約に係る借入額は200億円であります。

（4）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年11月25日付で、Towada Electronics Vietnam Co., Ltd.の出資持分60％を取得し、連結子会社としております。なお、これに伴い、同社の社名をMeiko Towada Vietnam Co., Ltd.に変更しております。

（5）対処すべき課題

当社グループは、「モノづくりを通してお客様に最高の製品とサービスを提供し社員と社会に幸福を」という経営理念のもと、企業価値の向上と持続的成長を実現する体制の構築を進めております。当社を取り巻く環境としては、５Ｇ通信の立ち上がりに伴い、通信や自動運転などで徐々に高精細なプリント基板の需要が増加することが予測されております。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延や、大型台風などによる風水害被害など工場操業停止リスクが顕在化した年でもありました。

このような状況の中、従来以上の各国政府との連携、世界同時の経済不況や全産業に亘る需要減退への対処、サプライチェーンの寸断による製造現場の連鎖的停止に耐えうる組織、財務的安定性の向上といった当社グループの事業継続に必要な課題が浮き彫りとなりました。

こうした課題に対処するため、当社では主要な販売分野の強化と、生産工場の分散化を推進してまいります。具体的には、販売面では、これまでの車載とスマートフォンの２本柱に加えて、新たにモジュール基板の販売体制の構築を推進し、タンロン工場を手始めに、武漢工場、石巻工場で事業展開を検討しております。この他にもＥＭＳ事業では医療・ヘルスケア・ＡＧＶなどで共同開発案件を推進してまいります。また、生産工場の分散化として、ベトナム工場の生産ラインの強化を継続するとともに、各工場での生産体制の見直しに取組んでまいります。

当社グループは、収益性の向上施策として「生産性向上」を掲げ、工場の自動化をはじめとして全社一体で改革を進め、経営基盤をより強固なものとし、安定した企業成長が達成できるよう事業に邁進してまいります。

（6）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益向上を経営の重要課題の一つとし、利益配分につきましては経営成績等を総合的に勘案し安定的な配当の維持に努めます。内部留保につきましては、将来にわたる株主の皆様への利益を確保するため、経営基盤をより一層強化、充実するための投資に充当し、今後の事業展開に役立てることを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金を１株当たり15円とし、すでに実施済みの中間配当金１株当たり15円とあわせまして、年間配当金は１株当たり30円となります。

今後も引き続き業績向上と財務体質の強化に取り組み、株主の皆様に対する利益還元に努めてまいります。

（7）財産及び損益の状況の推移

	第　42　期 (2017年3月期)	第　43　期 (2018年3月期)	第　44　期 (2019年3月期)	第　45　期 (2020年3月期) (当連結会計年度)
売上高　(百万円)	95,911	108,542	118,910	115,479
営業利益　(百万円)	5,788	7,457	8,926	5,189
経常利益　(百万円)	2,981	4,795	8,610	4,789
親会社株主に帰属する当期純利益　(百万円)	1,767	4,373	6,743	2,586
１株当たり当期純利益　(円)	54.14	160.34	257.65	98.81
総資産　(百万円)	103,578	110,316	120,655	129,237
純資産　(百万円)	28,540	33,042	33,587	32,482

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第44期の期首から適用しており、第43期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

（8）重要な子会社の状況

会　　社　　名	資 本 金	議決権の所有割合(%)	主要な事業内容
株式会社山形メイコー	75百万円	100.0	電　子　関　連　事　業
株式会社メイコーテック	45百万円	100.0	電　子　関　連　事　業
株式会社メイコーテクノ	50百万円	100.0	電　子　関　連　事　業
名幸電子香港有限公司	391,179千USドル	100.0	電　子　関　連　事　業
名幸電子(広州南沙)有限公司	120,800千USドル	100.0 (66.3)	電　子　関　連　事　業
名幸電子(武漢)有限公司	173,800千USドル	100.0 (40.7)	電　子　関　連　事　業
Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.	90,000千USドル	100.0 (100.0)	電　子　関　連　事　業
Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.	15,000千USドル	100.0	電　子　関　連　事　業
Meiko Towada Vietnam Co., Ltd.	21,000千USドル	60.0	電　子　関　連　事　業
Meiko Electronics America, Inc.	1,500千USドル	100.0	電　子　関　連　事　業

（注）1．議決権の所有割合欄の（内書）は、間接所有割合であります。
2．上記に掲げた重要な子会社10社は全て連結子会社であります。
3．特定完全子会社に該当する子会社はありません。
4．当社は、2019年11月25日付でTowada Electronics Vietnam Co., Ltd.の出資持分60％を取得し、連結子会社としております。なお、これに伴い、同社の社名をMeiko Towada Vietnam Co., Ltd.に変更しております。

（9）主要な事業内容

当社グループの事業は、電子回路基板等の設計、製造販売及びこれらの付随業務の電子関連事業であります。

(10) 主要な工場及び営業所

本　社	神奈川県綾瀬市

生産拠点	名　称	所 在 地
国　内	神奈川工場	神奈川県綾瀬市
	福島工場	福島県双葉郡広野町
	山形工場［株式会社山形メイコー］	山形県西村山郡河北町
	石巻工場［株式会社山形メイコー］	宮城県石巻市
海　外	中国広州工場［名幸電子(広州南沙)有限公司］	中国
	中国武漢工場［名幸電子(武漢)有限公司］	中国
	ベトナム工場［Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.］	ベトナム
	タンロン工場［Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.］	ベトナム
	Meiko Towada Vietnam Co., Ltd.	ベトナム

営業拠点	名　称	所 在 地
国　内	本社営業部	神奈川県綾瀬市
	名古屋営業所	愛知県名古屋市
	大阪営業所	大阪府大阪市
	大宮営業所	埼玉県さいたま市
海　外	香港営業所［名幸電子香港有限公司］	中国
	広州営業本部	中国
	上海営業所	中国
	Meiko Electronics America, Inc.	アメリカ

(11) 従業員の状況

区　　分	従業員数	前連結会計年度末増減
男　　性	6,779名	95名増
女　　性	5,453名	238名増
合　　計	12,232名	333名増

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時従業員（当期の平均雇用人員1,450名）は含まれておりません。
2．上記のうち当社の従業員数は517名です。

(12) 主要な借入先

借　入　先	借　入　金　残　高
株式会社三井住友銀行	17,407百万円
株式会社みずほ銀行	13,584百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	13,487百万円
三井住友信託銀行株式会社	12,572百万円

2. 会社の株式に関する事項 （2020年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　　70,000,000株

（２）発行済株式の総数　　26,173,893株（自己株式629,427株を除く。）

（３）株主数　　4,744名

（４）大株主

株　　主　　名	持株数	持株比率
名 屋　佑 一 郎	4,703千株	17.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,650	10.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,114	4.26
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,080	4.13
JP MORGAN CHASE BANK 385632	684	2.62
名 幸 興 産 株 式 会 社	608	2.32
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	551	2.11
有 限 会 社 ユ ー ホ ー	521	1.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	484	1.85
名 屋　精 一	435	1.66

（注）持株比率については、自己株式（629,427株）を控除して算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等　（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	名　屋　佑一郎	名幸電子香港有限公司董事 Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd. Chairman of the Board Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd. Chairman of the Board
取締役専務執行役員	平　山　隆　英	経営企画室長
取締役専務執行役員	篠　﨑　政　邦	営業統括本部長
取締役常務執行役員	松　田　孝　広	品質保証本部長 技術本部長
取締役常務執行役員	和　田　純　也	名幸電子（広州南沙）有限公司董事長 名幸電子（武漢）有限公司董事長
取締役	申　　允　浩	株式会社Dapara Tech 代表理事
社外取締役	土　屋　奈　生	株式会社ラック執行役員法務部長兼知財室長
社外取締役	西　山　洋　介	
常勤監査役	露　木　豊　彦	
社外監査役	原　田　　隆	カンタツ株式会社常勤社外監査役
社外監査役	佐　藤　孝　幸	佐藤経営法律事務所代表 AI inside株式会社社外監査役 株式会社フィル・カンパニー社外取締役

（注）１．当事業年度における取締役の異動
（1）2019年６月25日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって、監査役伊豫本齊氏は任期満了により、退任いたしました。
（2）2019年６月25日開催の第44期定時株主総会において、西山洋介氏が取締役に、露木豊彦氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
２．社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。
３．監査役佐藤孝幸氏は、米国公認会計士としての実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役土屋奈生氏及び西山洋介氏並びに監査役原田隆氏及び佐藤孝幸氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度末日後に生じた会社における地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏　名	変　更　前	変　更　後	異動年月日
平山　隆英	取締役専務執行役員 経営企画室長	取締役	2020年４月１日
松田　孝広	取締役常務執行役員 品質保証本部長 技術本部長	取締役常務執行役員 技術本部長	2020年４月１日

６．取締役土屋奈生氏は、2020年６月19日開催の株式会社ラックの第13回定時株主総会で同社非常勤取締役に就任予定であります。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき非業務執行取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、同法第423条第１項の責任につき、500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。

（3）取締役及び監査役の報酬等の総額

	人　　数	報酬等の総額
取　　締　　役	８名	17,285万円
監　　査　　役	４名	2,147万円
合　　計 （うち社外役員）	12名 （４名）	19,432万円 （1,825万円）

（注）１．上記には、2019年６月25日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

（4）社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地　　位	氏　　名	出席状況及び発言の状況
社外取締役	土　屋　奈　生	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、企業法務の専門的視点から、適宜発言を行っておりました。
社外取締役	西　山　洋　介	就任後開催の取締役会13回全てに出席し、電子回路基板業界で培った豊富な経験と知見に基づき、適宜発言を行っておりました。
社外監査役	原　田　　隆	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会12回全てに出席し、監査や内部統制等の豊富な経験と知識に基づき、適宜発言を行っておりました。
社外監査役	佐　藤　孝　幸	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会12回全てに出席し、弁護士としての豊富な知識と専門的経験に基づき、企業法務の専門的視点から、適宜発言を行っておりました

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

（3）会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	5,300万円
当社及び当社の子会社が支払うべき当事業年度に係る金銭その他の財産上の利益の合計額	5,300万円

(注) 1．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠を確認し検討した結果、会計監査人の報酬は合理的であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（4）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（5）子会社の監査に関する事項

当社の一部の連結子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

（6）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当社監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人が適正な職務の遂行が困難であると判断する場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**59,716**
現金及び預金	13,889
受取手形及び売掛金	24,448
商品及び製品	5,148
仕掛品	5,505
原材料及び貯蔵品	8,302
未収入金	1,504
その他	1,053
貸倒引当金	△135
固定資産	**69,520**
有形固定資産	**62,997**
建物及び構築物	23,205
機械装置及び運搬具	29,175
土地	1,488
リース資産	2,652
建設仮勘定	4,909
その他	1,565
無形固定資産	**827**
投資その他の資産	**5,696**
投資有価証券	3,221
長期貸付金	256
繰延税金資産	1,028
その他	1,295
貸倒引当金	△105
資産合計	**129,237**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**52,064**
支払手形及び買掛金	17,732
短期借入金	9,686
１年内返済予定の長期借入金	15,544
リース債務	560
未払法人税等	204
賞与引当金	687
役員賞与引当金	40
その他	7,609
固定負債	**44,691**
長期借入金	40,478
リース債務	934
役員退職慰労引当金	217
退職給付に係る負債	2,696
その他	363
負債合計	**96,755**
純資産の部	
株主資本	**32,116**
資本金	**12,888**
資本剰余金	**6,464**
利益剰余金	**13,159**
自己株式	**△396**
その他の包括利益累計額	**172**
その他有価証券評価差額金	△8
繰延ヘッジ損益	30
為替換算調整勘定	375
退職給付に係る調整累計額	△224
非支配株主持分	**193**
純資産合計	**32,482**
負債純資産合計	**129,237**

連結損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**115,479**
売上原価		**98,733**
売上総利益		**16,745**
販売費及び一般管理費		**11,556**
営業利益		**5,189**
営業外収益		
受取利息	96	
受取配当金	6	
受取保険金	325	
助成金収入	183	
その他	148	760
営業外費用		
支払利息	691	
為替差損	61	
その他	407	1,160
経常利益		**4,789**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	3	
投資有価証券評価損戻入益	327	331
特別損失		
固定資産除売却損	140	
事業構造改善費用	209	
工場休止費用	1,249	
その他	255	1,855
税金等調整前当期純利益		**3,265**
法人税、住民税及び事業税	875	
法人税等調整額	△157	717
当期純利益		**2,548**
非支配株主に帰属する当期純損失		**37**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,586**

連結株主資本等変動計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**12,888**	**6,464**	**11,489**	**△396**	**30,446**
当期変動額					
剰余金の配当			△916		△916
親会社株主に帰属する当期純利益			2,586		2,586
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	**—**	**—**	**1,670**	**△0**	**1,670**
当期末残高	**12,888**	**6,464**	**13,159**	**△396**	**32,116**

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**△65**	**183**	**3,322**	**△298**	**3,141**	**—**	**33,587**
当期変動額							
剰余金の配当							△916
親会社株主に帰属する当期純利益							2,586
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	57	△153	△2,946	73	△2,969	193	△2,775
当期変動額合計	**57**	**△153**	**△2,946**	**73**	**△2,969**	**193**	**△1,105**
当期末残高	**△8**	**30**	**375**	**△224**	**172**	**193**	**32,482**

計算書類

貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**26,402**
現金及び預金	3,155
受取手形	203
電子記録債権	2,107
売掛金	8,497
商品及び製品	1,476
仕掛品	241
原材料及び貯蔵品	439
前払費用	162
関係会社短期貸付金	4,134
１年内回収予定の関係会社長期貸付金	3,170
その他	2,815
貸倒引当金	△2
固定資産	**72,525**
有形固定資産	**7,479**
建物	2,499
構築物	57
機械及び装置	2,584
車両運搬具	18
工具、器具及び備品	190
土地	1,488
リース資産	498
建設仮勘定	143
無形固定資産	**77**
ソフトウエア	64
その他	12
投資その他の資産	**64,968**
投資有価証券	694
関係会社株式	53,197
関係会社長期貸付金	10,585
繰延税金資産	236
その他	360
貸倒引当金	△106
資産合計	**98,927**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**33,619**
支払手形	67
買掛金	6,815
短期借入金	7,760
１年内返済予定の長期借入金	15,509
リース債務	79
未払金	2,322
未払費用	380
未払法人税等	9
預り金	27
賞与引当金	421
役員賞与引当金	40
その他	186
固定負債	**43,276**
長期借入金	40,478
リース債務	488
退職給付引当金	2,087
役員退職慰労引当金	217
デリバティブ債務	4
負債合計	**76,896**
純資産の部	
株主資本	**22,015**
資本金	**12,888**
資本剰余金	**6,528**
資本準備金	4,041
その他資本剰余金	2,486
利益剰余金	**2,995**
その他利益剰余金	2,995
別途積立金	2,825
繰越利益剰余金	170
自己株式	**△396**
評価・換算差額等	**15**
その他有価証券評価差額金	△8
繰延ヘッジ損益	24
純資産合計	**22,031**
負債純資産合計	**98,927**

損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**42,763**
売上原価		**38,422**
売上総利益		**4,340**
販売費及び一般管理費		**4,307**
営業利益		**33**
営業外収益		
受取利息	555	
受取配当金	326	
その他	53	935
営業外費用		
支払利息	556	
為替差損	211	
その他	60	827
経常利益		**140**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	3	3
特別損失		
固定資産除却損	28	
固定資産売却損	5	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	117	
関係会社株式評価損	430	
関係会社貸倒引当金繰入額	87	670
税引前当期純損失		**525**
法人税、住民税及び事業税	210	
法人税等調整額	39	249
当期純損失		**775**

株主資本等変動計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	12,888	4,041	2,486	6,528	2,825	1,861	4,686
当期変動額							
剰余金の配当						△916	△916
当期純損失						△775	△775
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△1,691	△1,691
当期末残高	12,888	4,041	2,486	6,528	2,825	170	2,995

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△396	23,707	△65	183	117	23,824
当期変動額						
剰余金の配当		△916				△916
当期純損失		△775				△775
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			57	△158	△101	△101
当期変動額合計	△0	△1,691	57	△158	△101	△1,793
当期末残高	△396	22,015	△8	24	15	22,031

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

株式会社メイコー
　　取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　櫻　井　紀　彰　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　會　田　大　央　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社メイコーの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メイコー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

株式会社メイコー
　　取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　櫻　井　紀　彰　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　會　田　大　央　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社メイコーの2019年４月１日から2020年３月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

株式会社メイコー　監査役会

常勤監査役　露木豊彦　㊞

社外監査役　原田　隆　㊞

社外監査役　佐藤孝幸　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場

神奈川県海老名市中央二丁目９番50号
レンブラントホテル海老名　３階　ラ・ローズ
電話：046（235）4411

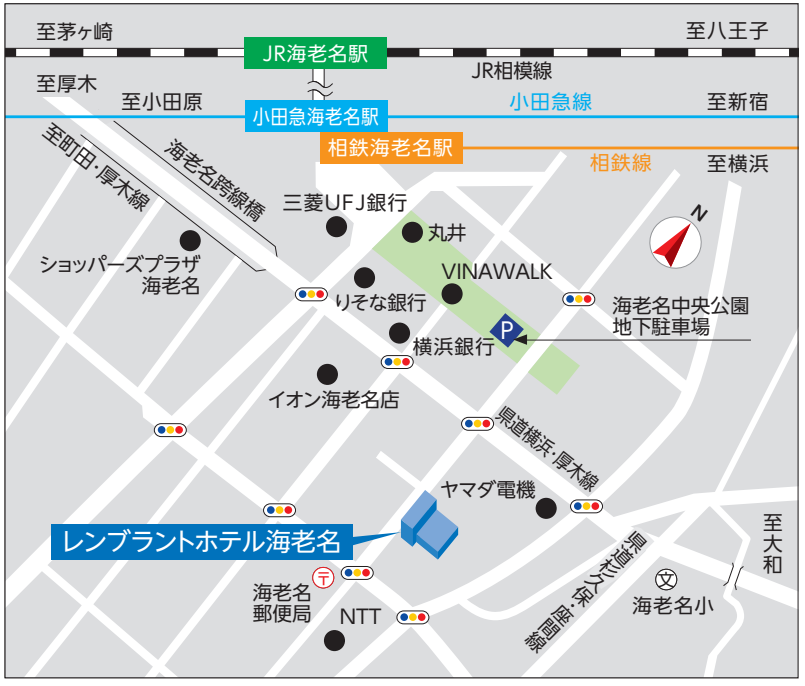

交 通

小田急線、相鉄線、JR相模線
海老名駅より**徒歩10分**

- 小田急線／新宿駅より急行で50分
- 相鉄線／横浜駅より40分
- JR相模線／茅ヶ崎駅より30分